

# 鹿児島県教職員の共済制度に関する条例

(昭和28年10月14日)  
(条例第49号)

## (目的)

第1条 県は、教職員の相互共済及び福祉増進を図るため、鹿児島県教職員互助組合（以下「組合」という。）を組織する。

## (管理運営)

第2条 組合の管理運営は、教職員の総意に基づいて行わなければならない。

## (事務所)

第3条 組合の事務所は、鹿児島県教育庁内に置く。

## (事業)

第4条 組合は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 福利厚生、医療等に関する資金の給付及び貸付
- (2) 福利厚生施設の経営
- (3) 前各号のほか、第1条の目的達成のため必要と認めた事項

## (経費)

第5条 組合の経費は、組合員の掛金、県の負担金等をもってあてる。

2 前項の負担金については、県は、毎年度予算の許す範囲内で交付するものとする。

## (監督)

第6条 県教育委員会は、組合の業務を監督し、諸種の報告を求めることができる。

## (事業及び決算報告)

第7条 組合は、毎年5月末日までに前年度の事業報告書及び決算報告書を県教育委員会に提出しなければならない。

## (事業の助成)

第8条 県教育委員会は、教職員を組合の業務に従事させることができる。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和28年1月1日から適用する。